

神戸港遊覧船の活性化業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年3月

神戸市港湾局振興課

## 1. 業務名

神戸港の遊覧船の活性化業務

## 2. 業務の目的

遊覧船は神戸港の重要な観光コンテンツであるが、近年は乗船者数が減少しており、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時はコロナ禍以前（令和元年）の3割弱にまで落ち込んだ。

令和4年は回復傾向にあるものの、燃料費の高騰をはじめとした物価高の影響や団体旅行客の減少等により、遊覧船の運営を取り巻く情勢は未だ厳しい状況が続いている。

本業務はコロナ後の社会を見据えて、遊覧船コンテンツのさらなる活性化を図り、観光需要の喚起・神戸港の振興を図るものである。

## 3. 業務概要

### (1) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

### (2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### (3) 委託額

本業務における契約は、金7,000,000円（税込）を上限とする。

別紙「業務仕様書」4. 業務内容に記載のとおり、本業務の内容はイベント及びプロモーションの2つであるが、委託額の配分は受注者が効果的に行うこと。

#### ※イベントについて

遊覧船の運航事業者は(5)に記載する3社であるが、少なくとも各社1回はイベントを実施すること。

なお、イベントの回数や1回のイベントで使用する遊覧船の隻数については制限を設けないが、1社あたりの開催費用については、概ね均等になるようにすること。

また、「3社合同のイベントを同時期に開催する場合」や「各社で異なるイベントを別々の時期に開催する場合」など様々な取り組みが想定されるが、本プロポーザルにおいては、応募事業者が最適と考える企画案を自由に提案できるものとする。

令和5年（2023年）は「神戸ジャズ100周年」の年であり、市内で様々な周年イベントが実施される予定であり、このような「まちなかエリア」で開催されるイベントと連携し、ウォーターフロントエリアへの誘客を図る企画案の提案も可とする。

### (4) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

### (5) 対象遊覧船

- ①boh boh KOBE （早駒運輸株式会社）
  - ②ロイヤルプリンセス （神戸ベイクルーズ株式会社）
  - ③御座船 安宅丸 （神戸ベイクルーズ株式会社）
  - ④コンチェルト （株式会社神戸クルーザー）
  - ⑤ルミナス神戸2 （株式会社神戸クルーザー）
- 計5隻（3社）

## 4. 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5. 応募資格

本業務に応募するものは、次のすべてに該当しないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- ② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされているもの
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- ⑤ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの
- ⑥ 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
- ⑦ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの
- ⑧ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人

※ 神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、「提出書類等」に加え「法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）」、「納税証明書その 3 の 3（法人税と消費税及地方消費税）」及び「神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」を提出すること。

6. 選考スケジュール

- |                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| (1) 実施要領配布     | 令和 5 年 3 月 30 日                    |
| (2) 質疑受付       | 令和 5 年 3 月 30 日から令和 5 年 4 月 12 日まで |
| (3) 登録申込       | 令和 5 年 3 月 30 日から令和 5 年 4 月 12 日まで |
| (4) 質疑回答       | 令和 5 年 4 月 19 日頃                   |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 5 年 5 月 16 日                    |
| (6) プレゼンテーション  | 令和 5 年 5 月下旬（予定）                   |
| (7) 選考結果通知     | 令和 5 年 5 月下旬（予定）                   |

① 質疑受付について

(ア) 受付期間 令和 5 年 3 月 30 日から令和 5 年 4 月 12 日 17 時 30 分まで

(イ) 質問票（様式 1）を作成し、後述の「10. 提出先・連絡先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより送付すること。

なお、件名は「神戸港の遊覧船の活性化業務（質問票送付）」とすること。

(ウ) 質問に対する回答は、4 月 19 日頃に登録申込したメールアドレス宛てに送付する。回答内容は実施要領及び業務仕様書を補足する効力を持つものとする。

② 登録申込について

(ア) 受付期間 令和 5 年 3 月 30 日から令和 5 年 4 月 12 日 17 時 30 分まで

(イ) 下記内容を後述の「10. 提出先・連絡先」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより送付の上、併せて電話連絡を行うこと。

・ 件名：「神戸港の遊覧船の活性化業務の登録申込」

・ 応募予定事業者の事業者名、代表者の住所、代表者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）

※登録申込を行っていないものによる応募を受け付けない。

## 7. 提出書類等

### (1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式2）
- ② 事業者概要書（様式3）
- ③ 誓約書（様式4）
- ④ 企画提案書（任意様式（表紙：様式5））
  - A4版とし、表紙・目次を除き20ページ以内とすること。
  - ただし以下については、必ず記載すること。
    - （ア）イベント及びプロモーションの実施方針
    - （イ）イベントの実施内容
    - （ウ）実施体制
    - （エ）実施可能なプロモーション（提案時点で想定されるもの）
    - （オ）追加提案（実施する場合に限る）

※A4版に加え、補足資料がある場合は任意様式で提出を認める。

#### <注意事項>

- ・令和4年度に神戸港の遊覧船におけるマーケティング調査とプロモーション事業を実施しており、その結果を踏まえた提案を行うこと。
  - ・遊覧船事業者が費用負担を行うなど、本委託業務の範囲を超えて事業を実施する場合は、「(オ) 追加提案」として提案することができる。その場合は、提案書に事業内容を記載すること。
  - ・本企画提案に際し、事前に遊覧船事業者と協議するなど、実施可能な取り組みを提案すること。
  - ・令和4年度の事業結果と各遊覧船の概要資料、遊覧船事業者の連絡先については、本プロポーザルの登録申込をした事業者に神戸市から提供する。
- ⑤ 見積書（任意様式（参考：様式6））
    - 実施に要する費用の内訳が分かるように記載すること。

#### ※提出に係る注意事項

- ・日本語、横書き、フォントサイズ10.5ポイント以上で記載することとし、分かりやすい資料とすること。

### (2) 提出部数

- ・①応募申込書（様式2）②事業者概要書（様式3）③誓約書（様式4）は1部
- ・④企画提案書（任意様式）⑤見積書（任意様式）は正本1部、副本6部
  - ※正本は、社名入りの表紙をつけること。副本は、提案者が特定できないよう、全てのページにおいて社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。
- ・企画提案書を収録したCD-R（PDF形式） 1部

### (3) 受付期間

令和5年3月30日から令和5年5月16日17時30分まで（必着）

### (4) 提出方法

窓口への持参又は書留等による郵送に限る。

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く9時30分～12時30分、13時30分～17時30分とする。なお、持参する場合は事前に電話連絡をすること。

### (5) その他

提出後に、提案内容について神戸市から問い合わせることがある。

## 8. 事業者の選考方法

### (1) 選考基準

本事業の趣旨に沿った提案であることを前提とした上で、提案書における以下の記載内容を踏まえて選考する。

評価項目		配点
方針検討及び計画策定	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度に実施したマーケティング調査とプロモーション事業の結果を踏まえた提案となっているか。</li><li>・計画策定までのプロセスが合理的なものであり、効果的なものが期待できるか。</li><li>・類似実績が豊富であり、信頼できるか。</li><li>・委託額の配分（イベントとプロモーション）が合理的なものとなっているか。</li></ul>	10
イベント及びプロモーションの実施効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・各遊覧船の特色を活かした内容になっているか。</li><li>・内容が神戸港遊覧船の魅力発信において効果的なものであるか。</li><li>・各遊覧船とホテル等民間事業者や商業施設との連携により相乗効果を生むことも検討しているか。</li></ul>	50
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業内容は具体性のあるものか。</li><li>・事業スケジュールは計画性があり、遊覧船事業者や地元との調整が整っている（又は整う見込みがある）など、実現可能性が高いものとなっているか。</li></ul>	20
追加提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・本委託業務と併せて実施することで相乗効果が見込まれ、より魅力的な取り組みとなる提案が盛り込まれているか。</li></ul>	10
地元企業の受注機会	<ul style="list-style-type: none"><li>・地元企業もしくは準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある企業）であるか。</li></ul>	10
計		100

### (2) 選考方法

- ① 本企画提案の審査については、選考委員会が行い、その意見を受けて選考する。
- ② 選考委員は、選考基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ プレゼンテーション
  - (ア) 開催日時  
令和5年5月下旬（予定）
  - (イ) 場所  
オンラインによる
  - (ウ) 内容  
企画提案書等によるプレゼンテーション及び質疑応答（20分程度）  
※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。  
※実施方法など詳細については、後日本市から連絡する。
- ④ 審査の結果、選考委員の全体評価点の合計が最も高い事業者を選考する。なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、イベント及びプロモーションの実施効果（審査項目）の得点が高い方とする。イベント及びプロモーションの実施効果（審査項目）の評価点が同点の場合は、実現可能性（審査項目）の得点が高い方とし、その評価点も同点の場合は、くじ引きとする。
- ⑤ 30点を最低点とし、30点未満の事業者は失格とする。
- ⑥ 応募者が多数のときは、提出された企画提案書等を事前審査し、プレゼンテーション審査へ進める応募者を5組程度まで選考する場合がある。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ① 選考委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選考終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

### (4) 選考結果の通知及び公表

評価結果及び選考結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、神戸市ホームページに掲載する。

## 9. その他

### <留意事項>

- ・応募に要する費用は全て応募者の負担とする。
- ・提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- ・いかなる場合も提出された書類の返却はしない。また、提出後の内容の修正及び変更は原則として認めない。
- ・提出された書類について情報公開請求があった場合は、神戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・選考された事業者は、神戸市の定める委託契約約款に基づき契約手続きを行い、契約を締結する。また、提出された書類に関する内容も契約の範囲とする。
- ・契約時における業務費用については、見積り額を上回らないこととする。
- ・契約締結後であっても、応募資格を満たさないことが判明した場合または書類に虚偽の記載が発覚した場合は、神戸市は何ら催告を要せず契約を解除することができる。なお、これにより事業者に生じた損害について神戸市は一切の責任を負わない。

## 10. 提出先・連絡先

住所：〒650-0046

神戸市中央区港島中町 4-1-1 ポートアイランドビル 2F

神戸市港湾局振興課 担当：山本、加護野

Eメールアドレス：[kobeport@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kobeport@office.city.kobe.lg.jp)

電話：(078)595-6282 ※受付時間 平日 9:30~12:30、13:30~17:30